

〔事案 28-89〕 死亡保険金支払請求

・平成 28 年 10 月 28 日 裁定打切り

＜事案の概要＞

死亡保険金を請求したところ、契約者の死亡保険金受取人変更の意思は不明確であるとして支払いを拒否されたため、その死亡保険金の支払いを求めて申し立てられたもの。

＜申立人の主張＞

平成 10 年 12 月に契約した終身保険について、以下のとおり、死亡保険金受取人は自分に変更されているため、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 死亡保険金受取人の変更の意思表示の相手方は、新旧受取人のいずれでもよく、いずれかに対する意思表示によって、保険者への通知をするまでもなく、ただちに受取人変更の効果が生じる。保険契約者は自分に対して、死亡保険金受取人を自分に変更する意思表示をした。
- (2) 保険会社に対しても、死亡保険金受取人を申立人に変更する旨の通知がなされており、保険会社への対抗要件も具備している。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約に適用される「保険法施行に伴う既契約条項の変更特約」では、保険契約者は「被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金等の受取人を変更することができる」とされ、「前項の通知をするときは、必要書類を会社に提出してください」と定めている。
- (2) 本件においては、保険会社への受取人の変更の連絡は、新受取人である申立人からのものであり、受取人変更通知書の新受取人欄の氏名は判別困難なものであるとともに、契約者の意思能力の有無にも疑問の余地があり、契約者の死亡保険金受取人変更の意思は不明確であり、「会社に対する通知」があったとは言えない。
- (3) 保険証券の添付もなかったものであり、受取人変更の効力は発生していない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、受取人変更の意思表示および通知の作成・送付に関する経緯等について把握するため、申立人に対し事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件で、保険会社に送付された受取人変更通知は、記載された氏名を判別することは困難であり、意思表示の文書と認めることは困難であり、保険契約者が申立人に受取人を変更する意思表示をしたのか、その時点において保険契約者に意思能力があったのか等の点について、本審査会の手続で明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。
- (2) 死亡保険金等受取人の変更の効力についての判断は、変更前の受取人の相続人の権利にも直接の影響を及ぼすこととなるが、本審査会の手続きにおいては、第三者である受取人の相続人を手続きに参加させることはできず、また、本審査会の判断の効力を及ぼすことは

できない。